南工場建替事業に係る 環境影響評価実施計画書

令和元年12月

広 島 市

環境影響評価実施計画書

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地		名 称:広島市(環境局施設部施設課) 代表者:広島市長 松井 一實 所在地:広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
対象事業の目的		「第2章 2.1 対象事業の目的」参照
対象事業の名称		南工場建替事業
	対象事業の種類	廃棄物焼却施設の設置
対象事業	対象事業の規模	300トン/日(連続運転式)
来の内容	対象事業の実施を予定している区域	広島市南区東雲三丁目17番1号及び2号 (南工場及び南環境事業所敷地内)
	その他既に決定されている対象事業 の内容に関する事項	「第2章 2.2 対象事業の内容」参照
対象事業の実施を予定している区域及びそ の周囲の概況		「第3章 事業の実施を予定している区域及び その周囲の概況」参照
広島市環境影響評価条例第5条の規定に基づ き行った環境の保全についての配慮の内容		「第4章 環境配慮事項」参照
対象事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査,予測及び評価の手法		「第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予 測及び評価の手法」参照
対象事業の実施に際して必要な許認可等の 種類及び根拠となる法令の規定並びに当該 許認可等を行う者の名称		「第6章 事業に係る許認可、届出等」参照
対象事業の実施に際して必要な特定届出の 種類及び根拠となる法令の規定並びに当該 特定届出の受理を行う者の名称		「第6章 事業に係る許認可、届出等」参照
その他		

目 次

第1章	事業の)名称及び事業者の名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.1	事業	の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.2	事業	者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	事業の)目的及び内容・・・・・・ 2-1
2.1	対象	事業の目的・・・・・ 2-1
2.2	対象	事業の内容・・・・・・ 2-2
	(1)	対象事業の種類・・・・・・ 2-2
	(2)	対象事業の実施を予定している区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2
	(3)	新南工場整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3
	(4)	新南工場の基本項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3
	(5)	排水計画
	(6)	運転計画
	(7)	工事計画
	(8)	事業スケジュール(予定) ・・・・・ 2-7
第3章	事業の)実施を予定している区域及びその周辺の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
3.1	基本	的事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3.2	自然	的状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3	. 2. 1	大気環境
	(1)	気象
	(2)	大気質
	(3)	騒音及び振動・・・・・・ 3-16
	(4)	悪臭
3	. 2. 2	水環境
	(1)	水質
	(2)	底質
	(3)	地下水
	(4)	水象
3	. 2. 3	土壌環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-22
	(1)	地盤及び土壌 ・・・・・・ 3-22
	(2)	地形及び地質・・・・・・3-24

3.2.4	その他・・・・・・	3-24
(1)	動植物の生息又は生育、植生及び生態系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-24
(2)	景観 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-28
(3)	人と自然との触れ合いの活動の場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-28
(4)	文化財 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-31
(5)	温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-31
(6)	放射線 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-33
3.3 社会	的状況 ••••••	3-34
3. 3. 1	面積・人口等	3-34
3. 3. 2	産業	3-35
(1)	産業別事業所数・従業者数	3-35
(2)	農家数・農業就業人口・経営耕地面積	3-36
(3)	製造業の事業所数・従業者数・売上金額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-36
(4)	卸売業・小売業の事業所数・従業者数・売上金額 ・・・・・・・・・・・・・	3-36
3. 3. 3	土地利用 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	3-37
(1)	地目別土地面積 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-37
(2)	土地利用計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-37
3.3.4	水域利用 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	3-39
3. 3. 5	交通 ·····	3-39
3. 3. 6	環境の保全等に配慮が必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-42
(1)	学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-42
(2)	福祉厚生施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3-44
(3)	医療施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3. 3. 7	生活環境施設	3-48
(1)	上水道 ·····	
(2)	下水道 ·····	3-48
(3)	一般廃棄物処理施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3. 3. 8	環境保全のための法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-51
(1)	自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	公害防止に係る地域等の指定及び規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 3. 9	行政計画 ·····	
(1)	広島市の環境基本計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	府中町の環境基本計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-73

第4章 環境配慮事項······4-1
4.1 地域の環境特性・・・・・ 4-1
4.2 事業別の環境配慮事項・・・・・ 4-3
4.3 本事業の環境配慮事項・・・・・ 4-4
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法・・・・・・・・・・・・5-1
5.1 環境影響評価項目・・・・・ 5-1
5.1.1 影響要因の抽出 ・・・・・ 5-1
5.1.2 環境影響評価項目の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・.5-1
5.2 調査、予測及び評価の手法・・・・・ 5-9
5.2.1 大気質 ・・・・・ 5-9
5.2.2 騒音 ······ 5-11
5.2.3 振動 ······ 5-12
5.2.4 悪臭
5.2.5 地下水汚染
5.2.6 土壤汚染
5.2.7 日照阻害 ······ 5-15
5.2.8 景観 ・・・・・ 5-15
5.2.9 人と自然との触れ合いの活動の場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-16
5.2.10 廃棄物等 ····· 5-17
5.2.11 温室効果ガス等 ・・・・・ 5-17
5.3 現地調査地点・・・・・ 5-18
第6章 事業に係る許認可、届出等 6-1

注:本文中において、同一のページ内や関連する文章内に複数の和暦年度の標記がある場合は、 和暦年度の後の()内に4桁の数字で西暦を併記しています。